

平成 30 年度 法科大学院入学者選抜試験問題

商法・民事訴訟法・刑事訴訟法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の 3 科目で 90 分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、六法の使用を認めません。
5. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
6. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
  - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
  - (2) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
  - (3) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
7. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
8. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください

【商 法】

以下の第1問から第15問について、会社法の規定又は判例の趣旨に照らし、正しいもの、誤っているもの又は適切なものを1つ選び、その数字を解答欄に記入しなさい。

第1問 会社法の総則等について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 公開会社とは、多数の取引先を有している会社である。
2. 大会社とは、総資産が一定額を超えているかどうかによって判断される。
3. 社外取締役は、弁護士の資格を有しなければならない。
4. 持分会社とは、合名会社、合資会社及び合同会社である。
5. 会社の商号の不正使用については、会社法上何も規定は置かれていない。

第2問 株式又は株主について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 株式会社は、剰余金の配当に関する種類株式を発行することができる。
2. 公開会社の発行可能株式総数については、特に何も制限は設けられていない。
3. 株式会社において、株券の発行は原則として強制されていない。
4. 株式とは、株主の地位を細分化して割合的地位の形にしたものである。
5. 株式会社は、株主名簿を作成しなければならない。

第3問 株主総会について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 株主総会は、原則として、株主が招集しなければならない。
2. 株主総会の招集手続については、例外なく省略することはできない。
3. 株主は、原則として1株につき、1個の議決権を有する。
4. 株主総会において、従業員株主は提案権を行使することはできない。
5. 株主総会の決議を省略することは、例外なく、認められていない。

第4問 株式会社の機関について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. すべての株式会社は、例外なく、会計参与を置かなければならない。
2. 公開会社は、取締役会を置かなければならない。
3. 株式会社は、定款の定めにより、会計監査人を置くことができる。
4. 監査等委員会設置会社は、監査役を置いてはならない。
5. 大会社であっても、公開会社でなければ、監査役会を置く必要はない。

第5問 取締役又は代表取締役について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい  
(監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く)。

1. すべての取締役は、常に株式会社を代表する。
2. 取締役の任期は、公開会社でない株式会社では、定められていない。
3. 取締役の氏名は、登記事項とされている。
4. 代表取締役は、裁判外の行為をする権限を有しない。
5. 定款の定め又は株主総会の決議を要する取締役の報酬等には、不確定のものは含まれていない。

第6問 取締役会について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい(監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は除く)。

1. 取締役会は、取締役の職務の執行の監督を行う。
2. 取締役会は、内部統制システムの整備等について、その決定を取締役に委任することができない。
3. 取締役会に、取締役が代理人によって参加することは認められないと解されている。
4. 最高裁判所の判例によれば、代表取締役解任(解職)の取締役会において、当該代表取締役は特別の利害関係を有する者にあたらぬ。
5. 取締役会の決議に参加した取締役で、議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定される。

第7問 監査役又は会計監査人について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい  
(監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は除く)。

1. 監査役は、税理士又は税理士法人でなければならない。
2. 監査役には、利益相反取引規制が課されている。
3. 監査役は、会社に対し、原則として費用の前払を請求できない。
4. 監査役会設置会社における監査役は、7人以上でなければならない。
5. 会計監査人は、いつでも、会計帳簿を閲覧することができる。

第8問 株式会社の計算又は社債について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. すべての株式会社は、会計帳簿を公開しなければならない。
2. 計算書類は、原則として定時株主総会の承認を受けなければならない。
3. 株式会社の計算書類には、損益計算書が含まれている。
4. 一事業年度において剰余金の配当を行う回数は、制限されていない。
5. 社債権者集会は、必要があれば、いつでも招集できる。

第9問 持分会社について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 持分会社の設立には、最低資本金制度が設けられている。
2. 持分会社の社員は、原則として他の社員の全員の承諾がなければ、その持分の全部又は一部を他人に譲渡することができない。
3. 持分会社には、株主総会を置かなければならない。
4. 持分会社は、各事業年度に係る連結計算書類を常に作成しなければならない。
5. 持分会社においては、利益の配当は禁止されている。

第10問 会社の組織再編である会社分割について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 会社分割には、吸収分割と新設分割がある。
2. 合同会社も、会社分割をすることができる。
3. 会社分割においては、必ず消滅する会社が発生する。
4. 会社分割において、例外として株主総会の決議を省略できる場合もある。
5. 会社分割では、原則として債権者の異議に関する手続が必要になる。

第11問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

株式会社を設立するには、発起人が（ ）を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

1. 契約書
2. 事業報告
3. 計算書類
4. 定款
5. 財産目録

第12問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

取締役の任務懈怠責任は、（ ）の同意がなければ、免除することができない。

1. 執行役
2. 総株主
3. 債権者
4. 銀行
5. 会計参与

第13問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

指名委員会等設置会社における監査委員会は、( )の職務の執行の監査し、監査報告を作成する。

1. 監査役
2. 社外監査役
3. 社外取締役
4. 使用人
5. 執行役等

第14問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

公開会社において株式会社は、取締役が( )でなければならない旨を定款で定めることができない。

1. 取引先
2. 弁護士
3. 株主
4. 会社債権者
5. 支配人

第15問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

公開会社でない株式会社において、新株予約権発行の無効の訴えは、効力発生日から( )以内に提起しなければならない。

1. 2か月
2. 9か月
3. 1年
4. 4年
5. 7年

【民事訴訟法】

問1～10〔配点：各1点〕

以下の問いについて、それぞれ内容が正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。なお、争いがある場合には判例によるものとする。

問1

不法行為により損害賠償を求める訴えは、加害行為のなされた地の裁判所に提起することはできるが、損害の発生した地の裁判所に提起することはできない。

問2

裁判所は、管轄に関する事項について、職権で証拠調べをすることができる。

問3

遺贈の目的不動産について遺言の執行として既に遺贈による移転仮登記がなされ、相続人がその抹消登記を求める場合、遺言執行者を被告としなければならない。

問4

同時審判申出のある訴訟において、被告の一方が期日に欠席して擬制自白が成立する場合、裁判所は弁論を分離して当該被告に関してのみ原告勝訴の判決をすることができる。

問5

補助参加人は、補助参加について異議があった場合においても、補助参加を許さない裁判が確定するまでの間は、訴訟行為をすることができる。

問6

権利能力のない社团は、構成員全員に総有的に帰属する不動産について、当該社团の代表者の個人名義に所有権移転登記手続をすることを求める訴訟の原告となることができる。

問7

当事者が破産した場合でも、当該当事者に訴訟代理人がいる間は、当該訴訟は中断しない。

問8

裁判所は、争点および証拠の整理を行うために必要があると認めるときは、当事者の意見を聴くまでもなく、事件を弁論準備手続に付することができる。

問9

弁論主義が支配する訴訟においては、裁判所は、職権で当事者本人を尋問することはできない。

問 10

給付の訴えを却下する判決が確定すると、給付義務が存在しないという判断に既判力が生ずる。

問 11～20 [配点：各3点]

以下の問いについて、選択肢1～5のうちから1つ選びなさい。なお、判例がある場合には、判例に照らして解答しなさい。

問 11 擬制自白に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

1. 自白が擬制される対象は事実に限られず、請求の当否それ自体であることもある。
2. 弁論準備手続においても、自白は擬制されうる。
3. 当事者の一方が口頭弁論の期日に出席しなかったために相手方の主張した事実を争わなかったときには、自白は擬制されない。
4. 当事者が相手方の主張した事実を知らない旨の陳述をしたときには、その事実を争わないものとして、自白が擬制される。
5. 第1審で自白が擬制された場合には、控訴審においてその事実を争うことはできない。

問 12 確認の訴えに関する以下の記述のうち、誤っているものはどれか。

1. 現在日本国籍を有することに争いのない場合には、その国籍取得原因が国籍回復許可によるものではなく日本人を父として出生したことによると主張する確認の訴えには、確認の利益は認められない。
2. 特定の財産がいわゆる特別受益財産であることの確認を求める訴えは、確認の利益を欠くものとして不適法である。
3. 訴訟代理権の有無は、当該訴訟で審判すべきで、別訴でその存否の確認を請求する利益はない。
4. 建物賃貸借契約継続中に賃借人が賃貸人に対し敷金返還請求権の存在確認を求める訴えは、賃貸人が賃借人の敷金交付の事実を争って敷金返還義務を負わないと主張しているときは確認の利益がある。
5. 遺言者の生存中に推定相続人が提起した遺贈を内容とする遺言の無効確認の訴えは、遺言者が心神喪失の常況にあり回復の見込みがなく、遺言者による当該遺言の取消または変更の可能性が事実上ない状態にあるとしても、不適法である。

問 13 送達に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

1. 送達を受けるべき者が送達場所とともに送達受取人を受訴裁判所に届け出た場合でも、当該送達を受けるべき者が送達を受けることを拒まなかった場合には、その者に出会った場所においてした送達は有効である。
2. 交付送達によって送達をすることができなかつた場合には、裁判所書記官は、書類を書留郵便に付して発送しなければならない。
3. 受送達者と送達受領者との間に事実上の利害関係の対立がある場合でも、補充送達は有効である。
4. 送達の日時は、送達報告書以外の方法によっても証明することができる。
5. 裁判所書記官は、その所属する裁判所の事件について出頭した当事者に対しては、自ら送達することができる。

問 14 訴えの取下げに関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

1. 原告は、離婚請求訴訟において訴えの取下げをすることができる。
2. 訴えの取下げは、口頭弁論期日においては口頭ですることができるが、弁論準備手続期日においては書面でしなければならない。
3. 原告は、本案の終局判決前に訴えを取り下げたとき、新たな必要性が生じた場合に限り、同一の訴えを再度提起することができる。
4. 当事者双方が、連続して2回、口頭弁論の期日に出頭せず、かつ、その後1月以内に期日指定の申立てをしないときは、当該1月の経過時に訴えの取下げがあったものとみなされる。
5. 当事者間に訴え取下げの合意があった旨が証明されたときは、裁判所は、訴えの取下げにより訴訟は終了した旨の宣言によって、訴訟を打ち切らなければならない。

問 15 提訴前予告通知に関する以下の記述のうち、誤っているものはどれか。

1. 訴えを提起しようとする者からの予告通知の書面を受領した被告となるべき者は、予告通知をした者に対して、直ちに提訴前における照会をすることはできない。
2. 予告通知の書面には、提起しようとする訴えに係る請求の趣旨および原因を記載する必要はなく、その訴えに係る請求の要旨および紛争の要点を記載すれば足りる。
3. 提訴前照会を受けた者は、照会に対する回答義務を負うが、回答をしなくとも直接的な制裁を受けることはない。
4. 提訴前の証拠収集処分においては、裁判所は、専門的な知識経験を有する者に対して、その専門的な知識経験に基づく鑑定を命ずることができる。
5. 提訴前証拠収集処分の申立人および相手方は、当該処分に係る事件記録について、閲覧、謄写、その正本、謄本もしくは抄本の交付または事件に関する証明書の交付を請求することができる。

問 16 独立当事者参加に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

1. 上告審では独立当事者参加の申出は許されない。
2. 原告の請求棄却、参加人の原告被告に対する各請求一部認容の第1審判決に対して原告のみが控訴した場合、被告の控訴または附帯控訴の有無にかかわらず、合一確定に必要な限度で参加人の被告に対する請求認容部分を参加人に不利に変更できる。
3. 株式会社の解散の訴えの請求認容判決の効力を受ける株主は、確定判決に係る訴えについて独立当事者参加の申出をすることにより、確定判決に対する再審の訴えを提起することができるが、その際、当該解散の訴えの却下または請求棄却判決を求めれば足りる。
4. 債権者が債務者に代位して第三債務者に対して提起した訴訟に、債務者が独立当事者参加して、第三債務者に対して債権者の第三債務者に対する訴えと訴訟物を同じくする訴えを提起することは、重複訴訟の禁止に触れず許される。
5. 独立当事者参加において、参加人は常に当事者双方を相手取って参加の申出をしなければならないわけではない。

問 17 貸金返還請求訴訟において、金銭消費貸借契約の成立についての間接事実となるものはどれか。

1. 急に被告の金回りがよくなった。
2. 金銭の授受があった。
3. 被告は返すと約束した。
4. 返すと言うのを聞いたと証言した証人は、原告の友人であった。
5. 借用書上の被告の署名は被告の自筆のものである。

問 18 次の事柄のうち、責問権の放棄・喪失の対象にならないものはどれか。

1. 裁判官が交代した場合において、従前の口頭弁論の結果が陳述されなかったこと。
2. 宣誓を必要とする証人を宣誓させないで証言させたこと。
3. 証人として尋問すべき者を当事者本人として尋問したこと。
4. 訴えの変更が書面によらないで行われたこと。
5. 訴状が送達を受けるべき者の同居の7才の子供に交付されたこと。

問 19 判決の効力に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

1. 売買代金請求訴訟において敗訴の確定判決を受けた被告は、その契約について詐欺による取消権を行使して売買代金債権の消滅を主張することができる。
2. 被告の相殺の抗弁を排斥して原告の請求を認容する判決が確定した場合、被告は改めて相殺に供した反対債権を訴求することができる。
3. 前訴の事実審口頭弁論終結後に再手術を余儀なくされ、その費用の請求をすることは、前訴においてそこで訴求した損害賠償請求権が全体の一部であることを明示していなかった以上は許されない。
4. 土地の所有者が、その土地の占有者に対し、将来の賃料相当損害金の請求を認容する確定判決を得た場合、その口頭弁論終結後に、公租公課の増大、土地の価格の高騰により、または近隣の土地の賃料に比して認容額が不相当となっても、認容額と適正賃料額との差額に相当する損害金を求める新訴を提起することはできない。
5. 賃貸借契約の終了を理由に建物収去土地明渡しの確定判決を受けた賃借人は、建物買取請求権を行使して、建物収去土地明渡しの強制執行を阻止することができる。

問 20 簡易裁判所の手続に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

1. 簡易裁判所においては、口頭で訴えを提起することができる。
2. 簡易裁判所における訴えの提起においては、請求の原因に代えて紛争の要点を明らかにすれば足りる。
3. 簡易裁判所においては、被告が反訴で地方裁判所の管轄に属する請求をした場合には、裁判所は、職権で、本訴および反訴を地方裁判所に移送する旨の決定をしなければならない。
4. 簡易裁判所においては、裁判所の許可を得て、弁護士でない者を訴訟代理人とすることができる。
5. 支払督促の申立ては、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する簡易裁判所の裁判所書記官に対してしなければならない。

**【刑事訴訟法】**

**【問1】** 捜査機関についての以下の記述の内、誤っているものを1つ選べ。

- 1 捜査機関とは、捜査を担当する国家機関をいい、司法警察職員、検察官、検察事務官がこれにあたる。
- 2 司法警察職員は、刑事訴訟法上の機関名であり、司法警察員と司法巡査からなる。両者の権限には令状の請求権限の有無等について差異がある。
- 3 事件処理と公判遂行を独占的に担当するのは検察官であり、必要と認めるときは、自ら犯罪を捜査することができる。
- 4 警察官は検察官の補佐機関ではなく、検察官が自ら具体的事件の捜査をする場合、検察官は警察官を指揮して捜査の補助をさせることはできない。
- 5 検察事務官は、検察官の補佐機関として検察官の指揮を受け、捜査を行う。

**【問2】** 準現行犯人の要件の1つとしての以下の記述の内、誤っているものを1つ選べ。

- 1 犯人として追呼されているとき。
- 2 贓物又は明らかに犯罪の用に供したと思われる兇器その他の物を所持しているとき。
- 3 身体又は被服に犯罪の顕著な証跡があるとき。
- 4 誰何されて逃走しようとするとき。
- 5 急速を要し、裁判官の逮捕状を求めることができないとき。

**【問3】** 搜索・差押え等についての以下の記述の内、最高裁判所の判例の立場として正しいものを1つ選べ。

- 1 甲の居住する場所に対する搜索差押許可状により、そこに同居する乙がその場で携帯していたポストンバッグについて、搜索することはできない。
- 2 錯乱状態に陥り任意の提出が期待できない状況にある被疑者に対する強制採尿手続でも犯罪捜査上真にやむを得ない場合に実施されたものとはいえ、違法である。
- 3 身柄不拘束の被疑者を採尿場所へ任意に同行することが事実上不可能であると認められる場合、強制採尿令状の効力として採尿に適する最寄りの場所へ被疑者を連行することができる。
- 4 差押物件として「会議議事録、闘争日誌、指令、通達類、連絡文書、報告書、メモその他本件に関係ありと思料せられる一切の文書及び物件」との記載では、搜索差押許可状の差押物件の特定に欠けるといわざるを得ない。
- 5 搜索差押許可状は、手続の公正を担保するとともに、処分を受ける者の人権を守る趣旨から規定されたものであるから、令状の執行に着手する前に呈示することは必要不可欠である。

【問4】 弁護人についての以下の記述の内、正しいものを1つ選べ。

- 1 弁護人は、刑事訴訟法に特別の定めのある場合に限り、独立して訴訟行為をすることができる。
- 2 弁護人は、公訴の提起後は、裁判所において、訴訟に関する証拠物を閲覧できるが、謄写することは一切できない。
- 3 被告人の法定代理人は、被告人の同意を得て、弁護人を選任することができる。
- 4 簡易裁判所においては、地方裁判所の場合と異なり、裁判所の許可を得ることなく、弁護士でない者を弁護人に選任することができる。
- 5 第1審においてした弁護人の選任は、第2審においてもその効力を有する。

【問5】 証人尋問についての以下の記述の内、正しいものを1つ選べ。

- 1 主尋問は、立証すべき事項及びこれに関連する事項について行わなければならない、証人の供述の証明力を争うために必要な事項については尋問することはできない。
- 2 反対尋問は、特段の事情のない限り、主尋問終了後直ちに行わなければならない。また、反対尋問は必要があるときは誘導尋問をすることができる。
- 3 主尋問においては、訴訟関係人に争いのないことが明らかな事項についても誘導尋問をすることができない。
- 4 再主尋問は、反対尋問に現われた事項及びこれに関連する事項について行なわなければならない、自己の主張を支持する新たな事項については裁判長の許可を得てもすることができない。
- 5 裁判所が職権で証人を取り調べる場合において、裁判長又は陪席の裁判官が尋問した後、訴訟関係人が尋問するときは、主尋問の例による。

【問6】 以下の記述は任意捜査に関する最高裁判所の決定要旨である。□内に入る語として誤っているものを1つ選べ。

任意捜査における□1□は、強制手段、すなわち□2□、身体、住居、財産等に制約を加えて強制的に捜査目的を実現する行為など特別の□3□がなければ許容することが相当でない手段にわたらない限り□4□などをも考慮したうえ、□5□限度において許容される。

- 1 有形力の行使
- 2 個人の意思を制圧し
- 3 根拠規定
- 4 必要性、緊急性
- 5 具体的状況のもとで最小と認められる

【問7】以下の記述は最高裁判所の決定要旨である。□内に入る語として正しいものを1つ選べ。

殺害の日時・場所・方法の判示が□1で実行行為者の判示が「A又は被告人あるいはその両名」という□2なものであっても、その事件が被告人とAの両名の共謀による犯行であるときは、殺人罪の罪となるべき事実の判示として不十分なものとはいえない。

殺人罪の共同正犯の訴因において、実行行為者が被告人と明示された場合に、それと実質的に異なる認定をするには、原則として訴因変更手続を要するが、被告人に□3ものではなく、かつ、□4された事実が□5された事実と比べて被告人にとってより不利益であるといえない場合には、例外的に訴因変更手続を経ることなく訴因と異なる実行行為者を認定しても違法ではない。

- 1 択一的
- 2 概括的
- 3 不意打ちを与える
- 4 訴因に記載
- 5 認定

【問8】告訴に関する以下の記述の内、正しいものを1つ選べ。

- 1 被害者の法定代理人は、被害者の同意を得て告訴することができる。
- 2 死者の名誉を毀損した罪については、死者の親族又は子孫は、告訴することができる。
- 3 告訴は、公訴の提起があるまで、これを取消することができる。告訴の取消しをした者でも、3ヶ月以内であれば、更に告訴することができる。
- 4 親告罪の告訴は、犯人を知った日から3ヶ月を経過したときは、することができない。
- 5 被害者が死亡したとき、被害者の配偶者、直系の親族は告訴することができる。但し、被害者の兄弟姉妹の意思に反することはできない。

【問9】証拠調べに関する以下の記述の内、誤っているものを1つ選べ。

- 1 検察官、被告人又は弁護人の請求により、証拠書類の取調べをするについては、裁判長は陪席の裁判官若しくは裁判所書記官にこれを朗読させることはできない。
- 2 検察官、被告人又は弁護人の請求により、証拠物の取調べをするについては、裁判長は請求した者をしてこれを示させなければならない。但し、裁判長は、自らこれを示し、又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記官にこれを示させることができる。
- 3 裁判所は、検察官、被告人又は弁護人に対し、証拠の証明力を争うために必要とする適当な機会を与えなければならない。
- 4 被告人が任意に供述する場合には、裁判長はいつでも必要とする事項について被告人の供述を求めることができる。
- 5 裁判所が職権で証拠調べの決定をするについては、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かななければならない。

【問10】 自白についての以下の記述の内、正しいものを1つ選べ。

- 1 自白は自己の犯罪事実（構成要件該当事実）の全部を肯定する被告人の供述をいう。自白としての性質をもっている被疑者・被告人としての供述でなければならない。
- 2 任意性に疑いのある自白の証明力を否定する証拠法則を自白法則という。
- 3 自白には公判廷自白と公判廷外自白があり、自白法則はいずれについても適用がある。
- 4 刑訴法319条2項では公判廷における自白についても補強証拠を必要とするが、憲法38条3項の「本人の自白」にも同じ趣旨で公判廷の自白が含まれるとするのが最高裁判所の判例の見解である。
- 5 被告人と共犯関係にあった共犯者の自白を被告人との関係で使用する場合、同自白には例外なく憲法38条3項によって補強証拠が必要であるとするのが最高裁判所の判例の見解である。

《参照条文》

刑事訴訟法

第319条 強制、拷問又は脅迫による自白、不当に長く抑留又は拘禁された後の自白その他任意にされたものでない疑いのある自白は、これを証拠とすることができない。

- 2 被告人は、公判廷における自白であると否とを問わず、その自白が自己に不利益な唯一の証拠である場合には、有罪とされない。
- 3 前二項の自白には、起訴された犯罪について有罪であることを自認する場合を含む。

憲法

第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

- 2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。
- 3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

【問11】 被疑者の勾留に関する以下の記述の内、誤っているものを1つ選べ。

- 1 被疑者の勾留は裁判官に対する検察官の勾留請求をまっで行われる。
- 2 勾留状には逮捕状と同じく被疑事実の要旨を記載しなければならない。
- 3 裁判官は被疑者に対し被疑事件を告げこれに関する被疑者の陳述を聴いた後でなければ勾留状を発することはできない。
- 4 勾留期間は、勾留状が発せられたときから、10日間で、やむを得ない事由があるときは裁判官は検察官の請求により延長することができる。
- 5 勾留の理由又は勾留の必要がなくなったときは、裁判官は請求または職権によって勾留を取消さなければならない。

【問 1 2】控訴についての以下の記述の内、誤っているものを1つ選べ。

- 1 控訴は、地方裁判所又は簡易裁判所がした第1審判決に対してすることができる。
- 2 控訴をするには、申立書を第1審裁判所に差し出さなければならない。
- 3 被告人側だけが控訴した事件については、第1審の判決の刑より重い刑を言い渡すことはできない。これを「不利益変更禁止の原則」という。
- 4 無罪判決に対しては「控訴の利益」がないため被告人から控訴を申し立てることはできないと解されている。
- 5 主文で2個以上の刑の言渡しがあった場合でも、その一部に対して控訴することはできない。

【問 1 3】公判手続の更新についての以下の記述の内、誤っているものを1つ選べ。

- 1 開廷後裁判官が交替したとき、公判手続を更新しなければならない。ただし、判決の宣告をする場合はこの限りではない。
- 2 開廷後被告人の心神喪失により、公判手続を停止したとき、公判手続を更新しなければならない。
- 3 開廷後長期間にわたり開廷しなかったときは、公判手続を更新しなければならない。
- 4 簡易公判手続によって審判する旨の決定が取り消されたとき、公判手続を更新しなければならない。ただし、検察官及び被告人または弁護人に異議のないときは、この限りでない。
- 5 即決裁判手続によって審判する旨の決定が取り消されたとき、公判手続を更新しなければならない。ただし、検察官及び被告人または弁護人に異議のないときは、この限りではない。

【問 1 4】公判前整理手続について以下の記述の内、正しいものを1つ選べ。

- 1 被告人は、公判前整理手続期日に出頭することができない。
- 2 公判前整理手続期日に検察官又は弁護人が出頭しないときは、その期日の手続を行うことができない。
- 3 公判前整理手続においては、証拠調べをする決定をし、証拠書類についてはその要旨を告知させることができる。
- 4 公判前整理手続においては訴因又は罰条を明確にさせることができるが、訴因又は罰条の追加、撤回又は変更を許すことはできない。
- 5 公判前整理手続においては、公判期日を定めることができるが、その変更をすることはできない。

【問 1 5】形式裁判についての以下の記述の内、誤っているものを1つ選べ。

- 1 管轄違いの場合、裁判所は公判廷において、公訴棄却の判決をする。
- 2 裁判権の存否が公判で争われて、検察官が裁判権の存在を立証できなかったときは、裁

判所は公訴棄却の判決をする。

- 3 検察官は、公訴棄却の判決に対し、控訴することができる。
- 4 起訴状に記載された事実が真実であっても、何らの罪となるべき事実を包含していないとき裁判所は決定で公訴棄却する。
- 5 検察官は、公訴棄却の決定に対し、即時抗告をすることができる。

